

件名	区庁舎及び議場における区旗、都旗及び国旗の総ての掲揚等に関する陳情			
提出者住所氏名	埼玉県北葛飾郡杉戸町倉松 P			
受理年月日	平成27年12月2日	受理番号	第21号	
<p>要旨</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 墨田区役所に加えて、関係機関及びこれらの出先機関等において、区旗、都旗及び国旗の総てを掲揚してください。 2 墨田区議会議場において、区旗、都旗及び国旗の総てを掲揚してください。 3 墨田区議会定例会の開会及び閉会に際し、国旗に向けて起立するとともに国歌を斉唱してください。 4 上記3を拒絶した者には、退場処分等の制裁を科してください。 <p>(理由)</p> <p>民主主義、国及び地方公共団体の象徴である国旗、都旗及び区旗の総てを、官公庁の庁舎に加えて議場その他の施設等に掲揚することは、むしろ、民主主義の場として当然のことです。</p> <p>また、国旗、都旗及び区旗の総てを掲揚することは、国、都及び区の連帯感その他の士気を高め、これを維持する上でも必要です。</p> <p>これらの掲揚を拒絶することは、民主主義を否定することにもなります。</p> <p>さらに、厳正公正な官公庁における儀式としての要素も強い、議会定例会の開会及び閉会にあっては、学校等の各種教育機関の例に倣って、国旗へ向けた起立とともに国歌の斉唱をすべきものと思料されます。</p> <p>国旗へ向けた起立及び国歌斉唱の拒絶は、「君が代起立斉唱拒否事件」に対する最高裁判所第2小法廷による平成23年5月30日付けの判決を勘案しても、服務上の規律違反にも該当するものであり、思想及び言論の自由の範疇を超越しています。</p> <p>以上の趣旨をご理解の上、上記事項の実現をお願いいたします。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>				